三豊市文化芸術振興計画

令和３（２０２１）年１０月

三豊市教育委員会

はじめに

三豊市は北に穏やかな瀬戸内海、南に讃岐山脈を臨む豊かな自然と温暖な気候に恵まれ、海・山・川・島などの風光明媚な景色に包まれています。災害が少なく、穏やかで温暖な気候は住環境としても抜群です。その歴史は古く、小蔦島貝塚・南草木貝塚などの縄文時代から紫雲出山遺跡などの弥生時代の遺跡が発見されているほか、古墳時代から奈良時代の瓦等を作った宗吉瓦窯跡なども発見されてきました。その後、中世から近世までの栄枯盛衰の時代を経て、沿岸部の製塩業の開発が進み、鉄道や高速道路が整備され、本格的な発展の時代を迎えました。

現在も市内いたるところに存在する数多くの有形・無形文化財から、三豊市が歩んできた長い歴史をしのぶことができます。そして、人々の日常生活においても、多様な文化芸術活動が活発に行われてきました。地元に残る伝統行事や食など、豊かな文化が守り継がれて今日に至っています。

本市は、７つの町が対等合併して誕生した経緯から、中心市街地がなく、居住地が市内全域に分散しており、それぞれの地域に特徴的な伝統文化と産業が根付いています。蓄積されてきた文化芸術や伝統文化などは、本市の特色を示す貴重なものであることから、これらを維持、継承、発展させることはもとより、市民自らがその価値を十分に認識した上で、内外に広く発信していくことが強く求められているところです。

そこで、文化芸術の振興推進にあたっては、市の総合政策として、観光、福祉、まちづくり、教育、地域産業など幅広い分野との連携を図ることが重要です。そして、周辺分野への波及効果も視野に入れた文化芸術振興策の展開がより一層求められています。

一方、本市では、山間部や島しょ部のみならず、市中心部においても人口が減少に転じ、過疎・少子高齢化などの影響も手伝い、自治会などの地域コミュニティの衰退や文化芸術の担い手不足が指摘されています。

また、昨今の経済情勢や厳しさを増す地方の財政状況などからも、地域の文化芸術を支える基盤の弱体化に対する危機感が広がっています。

今後は、文化芸術が地域社会の活性化を図る上での原動力となるよう、これらの諸問題の改善や解決に導くことが求められています。

本市では、令和２年３月に「三豊市文化芸術振興計画審議会設置要綱」を制定し、文化芸術のかおり高い、潤いのあるまちとして歩み続けるために「三豊市文化芸術振興計画」を策定することにしました。

目　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・　1

第１章　振興計画の策定に当たって
1　計画策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・　3
2　位置づけ　・・・・・・・・・・・・　3
3　計画の期間　・・・・・・・・・・・・　4
4　計画の対象となる文化芸術の範囲　・・・・・・・・・・・・　5
5　現状と課題　・・・・・・・・・・・・　6

第２章　基本的な取り組み
1　基本理念と基本目標　・・・・・・・・・・・・　9
2　基本目標別の取り組み
⑴　であうこと・はぐくむこと　・・・・・・・・・・・・　１１
⑵　いかすこと・つなぐこと　・・・・・・・・・・・・　１３
⑶　ひろがること・たのしむこと　・・・・・・・・・・・・　１５
⑷　つたえること・したしむこと　・・・・・・・・・・・・　１７

第３章　推進体制の整備等
1　市と民間団体等との連携・協力　・・・・・・・・・・・・　１９
2　市と地域との連携・協力　・・・・・・・・・・・・　１９
3　市の推進体制の整備　・・・・・・・・・・・・　１９
4　計画の進捗管理　・・・・・・・・・・・・　２０

資　料
1　文化芸術基本法　・・・・・・・・・・・・　２４
2　三豊市文化芸術振興計画審議会設置要綱　・・・・・・・・・・・・　３３
3　文化芸術振興計画審議会委員名簿　・・・・・・・・・・・・　３５
4　文化芸術市民アンケートの概要　・・・・・・・・・・・・　３７
5　文化芸術市民アンケート調査結果　・・・・・・・・・・・・　３８
6　文化芸術市民アンケート調査紙　・・・・・・・・・・・・　５９
7　文化協会アンケート調査結果　・・・・・・・・・・・・　６８
8　文化協会アンケート調査紙　・・・・・・・・・・・・　８５

第１章　　振興計画の策定に当たって

1　計画策定の趣旨

国は、平成 13 年（2001 年）12 月に文化芸術の振興のための基本的な法律として、「文化芸術振興基本法」を制定し、文化芸術立国の実現に向けた文化芸術の振興に関する取り組みを進めてきました。その後、平成 29 年（2017 年）6 月に初めての改正が行われました。新しい「文化芸術基本法」では、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「文化芸術推進基本計画」を定めるとともに、地方公共団体においてもその地方の実情に即した「地方文化芸術推進基本計画」を定めるよう努めるものとされました。

文化芸術活動は、人々の生活に欠くことのできないものであり、日常生活に潤いと安らぎを与えてくれるものです。また、文化財は、郷土の成り立ちと歩みを現在の人々に伝え、郷土への愛着と郷土に対する誇りを育むものです。そのいずれも、本市の未来を担う子どもたちの豊かな人間性を育成するうえで欠かすことはできず、文化芸術に親しめる環境を整備し、歴史や伝統を大切に保存・継承・活用するとともに、新しい文化を創造していく必要があります。

しかし、文化芸術の担い手の高齢化や、本市文化芸術活動のシンボルである三豊市文化会館（マリンウェーブ）の設備改善などの課題もあり、改めて本市の文化芸術の継承、発展及び創造のための施策を構築することが求められています。

このことから、市民の目線に立った効果的な施策を推進し、文化芸術のかおりあふれる三豊市を目指すため、その指針となる「三豊市文化芸術振興計画」を策定するものです。

2　位置づけ

本計画は、「文化芸術基本法　第 7 条の 2」に基づいて策定します。

また、本市の上位計画である「三豊市第 2 次総合計画」との整合性を図り、関連する指針・計画や関係部署との連携を図りながら推進していきます。

> 文化芸術基本法 第 7 条の 2
> 都道府県及び市町村の教育委員会は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。

本市においては、三豊市第２次総合計画の第３編基本目標②【教育・文化・人権】において「知・体・心を育み、自分らしく暮らせるまち」を掲げ、その実現に向け、様々な施策の展開を図っているところです。令和元年（2019 年）には、三豊市教育大綱が制定され、その主要施策３として、「夢や情熱を育てる文化芸術・スポーツの振興と地域の伝統・文化の継承・発展」が示され、優れた文化に触れる機会の拡充や地域に息づく多様な文化の普及啓発を図っているところです。

【計画の位置づけ：イメージ図】

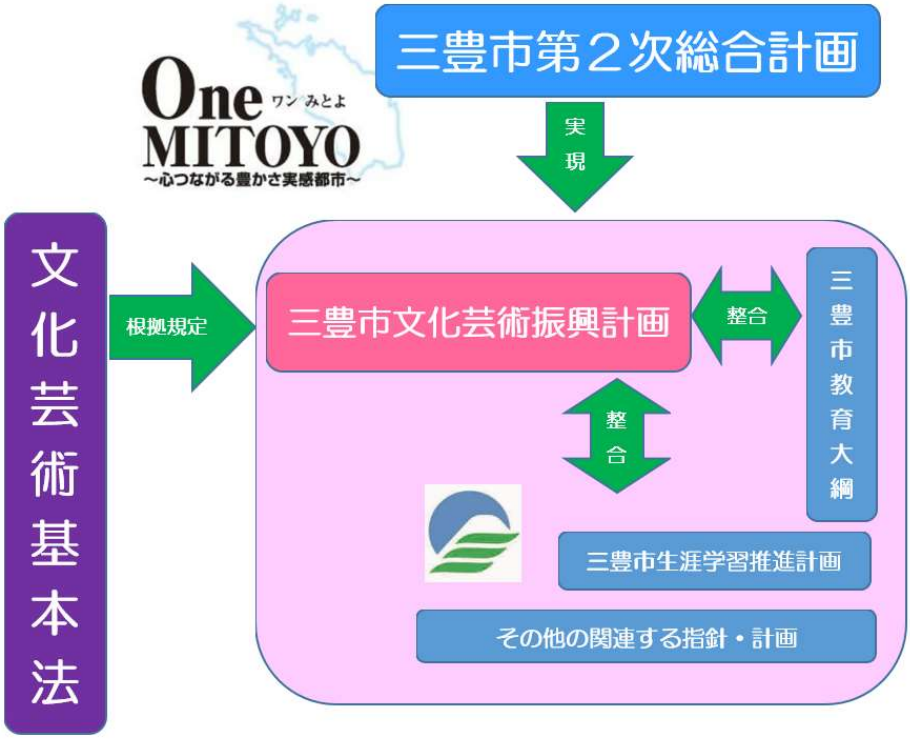

3　計画の期間

本計画の期間は、令和３年度（2021 年度）から令和７年度（2025 年度）までの５年間とし、計画期間の最終年度である令和７年度（2025 年度）には、社会動向や成果の達成度などを踏まえて見直しを行うものとします。

なお、本計画の遂行期間内においても、上位計画である「三豊市第２次総合計画後期計画（予定）」、市民のニーズなどの変化等を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

4　計画の対象となる文化芸術の範囲

本計画における文化芸術の範囲は、「文化芸術基本法」に例示されているものを対象とします。

具体的には、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術、メディア芸術、芸能、茶道、華道、書道、文化財等です。

【文化芸術基本法第 8 条から第 14 条に基づく分類】

芸　　術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術： 映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸　　能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化：茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽：囲碁，将棋その他の国民的娯楽、出版物及びレコード等
文化財等：有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術：地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

【　比地小学校　琴 寄贈 記念講演会　】

5　現状と課題

①　文化芸術活動団体の概要

本市には、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、芸能、茶道、華道、書道、文化財等の分野において、市民主体である活動団体が多数存在します。三豊市が誕生した平成 18 年（2006 年）の 5 月には、郷土文化の創造発展と水準の向上推進に努めるとともに、市内の文化団体の連絡協調を図ることを目的として三豊市文化協会が設立されています。設立当初は、4,640 名の会員を抱え、三豊市が誕生する前の各旧町時代に行ってきた活動はもちろん、年 1 回会報を発行し三豊市文化協会文化祭を新しく開催してきました。市民文化祭や展覧会、郷土芸能発表会、校区文化祭などで活動発表を行うほか、文化芸術に興味、関心を持ってもらえるよう、それぞれの特色を生かした創造的な活動が行われているようです。また、地域の歴史や文化を次世代に継承する上でも重要な役割を担っています。

②　文化芸術活動の目的

三豊市文化協会は、三豊市在住者または三豊市内に勤務する者で組織する団体及び本会の主旨に賛同する者を集めています。三豊市文化協会加盟団体責任者へのアンケート結果によると、それぞれの活動は「自己の技術の向上」、「会員間の交流」、「伝統文化を次世代につなげたい」など様々な目的を持って取り組まれています。

また、市民に文化芸術を少しでも身近に感じてもらえるよう、普及、啓発活動に力を入れている団体も多数あります。

③　文化芸術活動団員の構成

三豊市文化協会加盟団体責任者へのアンケート結果によると、活動の中心となっている年代は 70 歳代が 57%、次いで 60 歳代が約 30%と大半を占めており、比較的高齢の方々が推進役となっています。三豊市文化協会加盟団体には 40 歳代が活動の中心となっている団体もあり、どの団体も意欲的に活動しています。

④　文化芸術活動場所

活動の場所については、使用料や利便性の観点から公民館・分館や公共施設を利用している団体が多数を占めています。（資料編参照）

三豊市の文化芸術活動の拠点としての働きは、マリンウェーブ（三豊市文化会館）が担っています。マリンウェーブ（三豊市文化会館）では、活性化促進として自主文化事業やワンコインロビーコンサートなどを開催しているほか、発表の場としてパフォーマンスライブも積極的に展開しています。

⑤ 文化芸術活動団体の課題

文化芸術活動を団体が継続していくなかで、「会員の高齢化」、「会員の新規加入・団体継続」、「活動場所」、「活動資金」などといった課題が多く挙げられています。会員の高齢化や新規加入者の減少といった切実な状況は、団体活動の継続を不安とさせる要因となっています。令和元年度の会員数は 2,686 名となり、現在ではそれぞれの活動団体で、後継者不足が心配されています。（資料編参照）また、練習場所の不足や会場使用料、衣装代等に係る活動資金不足についても、課題となってきています。

団体の活性化に向けた活動を支援していくために、若手の育成や活動内容を広く情報発信していく取り組み、財政支援などが求められています。

⑥ 文化芸術関連施設の課題

市内には、文化芸術関連施設として、三豊市文化会館（マリンウェーブ）、三豊市市民交流センターをはじめ、公民館・分館、文書館、図書館などの公共施設があります。美術・工芸品の展示だけでなく、演劇や音楽の鑑賞、さらには様々なワークショップを行い、市民の新たな地域交流・賑わいの場として利用されています。

三豊市文化会館（マリンウェーブ）は、建物や設備の老朽化が進んでいるため、毎年の補修工事が余儀なくされています。また、駐車場スペースが著しく不足しているなど、公共ホールとしての機能が不十分であることから、利用者の要望に応えきれていない現状があります。

また、常設展示機能を担う施設がなく、美術館等の設立が望まれています。

⑦ 伝統文化の継承

本市では仁尾八朔人形まつり、宇賀神社どぶろく祭り、人形浄瑠璃讃岐源之丞などの有名な伝統文化が継承されています。このほかにも、各地域で季節の祭りや伝統行事も盛んに行われています。

これら伝統文化の担い手が高齢化し、若年層の後継者不足により、地域の中で担い手をまかなうことがだんだん困難になってきました。少子化で担い手が少なくなるなか、こうした大切な伝統文化が次代に継承されるように、後継者の育成、伝統芸能の公開といった取り組みをより一層行っていくことが求められています。

⑧ 文化財の保存及び活用

三豊市内には、縄文時代から近現代に至るまで、様々な歴史遺産や文化財が遺されています。国・県・市合わせて 190 件の指定及び登録文化財があるほか、無数の埋蔵文化財が所在しています（令和 2 年度末現在）。三豊市教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、建議する大役を三豊市文化財保護審議会が担っています。

地域の宝である文化財は、一度失われると復活することが大変困難であるため、経年による老朽化や開発事業などによって文化財が損なわれることがないように保存する必要があります。そのため、文化財所有者だけでなく、地域が一体となって文化財を保存及び活用するという風土の醸成が必要です。文化財保護活動は、三豊市文化財保護協会がその中核を担っています。令和元年度の会員数は 561 名で、郷土を愛し、文化財の保存及び活用に関する意識を高揚する活動をしています。

本市の歴史遺産や文化財については、その価値や面白さを多くの市民に知ってもらうとともに、市民共有の貴重な財産として効果的に活用されることが必要です。このため、市民との協働で、市内に点在する文化財などをわかりやすく紹介する、情報の整備と発信が求められているところです。

また、詫間町民俗資料館・考古館や宗吉かわらの里展示館、詫間町紫雲出山遺跡館においても、本市の歴史文化の学習に活かしていくための様々な取り組みを検討していくことが求められています。

【粟島：達磨窯（だるまがま）の修繕作業】

【人形浄瑠璃 in みとよ】

【明るい選挙啓発ポスター展】

第２章　　基本的な取り組み

１　基本理念と基本目標

三豊市第２次総合計画の基本方針である「文化芸術活動の促進」、「文化芸術イベントの充実」「文化財の保存及び活用、歴史の継承」を実現するため、本計画の基本理念を「**文化芸術のかおり高く、潤いがあり、自分らしく暮らせるまちづくり**」と定め、その具体像として次の４つの基本目標を設定し、各目標間の相互関係を踏まえつつ、施策の展開を図っていきます。

基本目標１　であうこと・はぐくむこと

子どもたちや市民が文化芸術に出会う機会を創出し、文化芸術に触れて心豊かに成長できるまちを目指します。

であう
はぐくむ

基本目標２　いかすこと・つなぐこと

自主的な文化協会活動の促進で、文化祭の活性化を図り、体験や交流する場を増やすことにより、活気に満ちたまちを目指します。

いかす
つなぐ

基本目標３　ひろがること・たのしむこと

三豊市文化会館（マリンウェーブ）における文化芸術イベントの充実で、身近に文化芸術を感じられ、気軽に鑑賞、活動ができる場の提供や幅広い層に向けての情報発信を行い、活気に満ち、住んでよかった、住みたいと思うまちを目指します。

ひろがる
たのしむ

基本目標４　つたえること・したしむこと

先人たちにより守り継がれてきた文化財の保存及び活用で魅力を広め、歴史・文化資源の価値を再確認し、伝統的な文化が継承され、ふるさとに誇りを持つとともにふるさとを大切にするまちを目指します。

つたえる
したしむ

【基本理念と基本目標：イメージ図】

【宗吉史跡能「西王母」】

2　基本目標別の取り組み

であう
はぐくむ

基本目標１　であうこと・はぐくむこと

子どもたちや市民が文化芸術に出会う機会を創出し、文化芸術に触れて心豊かに成長できるまちを目指します。

文化芸術は、人々の生活を豊かにし、次世代の担い手である子どもたちの成長過程において、感性や創造性、人間性を育む重要な要素であるといえます。

感動した文化芸術の体験は、文化芸術に対する関心、理解を深めていくための基礎となり、大人になっても心に残り、その後の人生に刺激を与えるものとなります。

子どもたちが多様な文化芸術を身近に感じ、触れることができるよう、既存事業の継続、また、自主的に参加したいと思えるような新規事業の実施など、学校や身近なところで文化芸術を体験できる機会の充実を図り、次世代を担う子どもたちの意欲と才能を伸ばしていけるよう取り組んでいきます。

市民もまた、子どもたちと一緒に文化芸術に出会い、感性を磨き、子どもたちとともに心豊かに成長できるまちとなるよう取り組んでいきます。

【中学生映画製作スクール】

であう
はぐくむ

取り組みの方向性	主な取り組み
① 子どもたちが文化芸術を創作したものを発表する機会の充実を図ります。	○ふるさと写生大会、こども書道展などを実施するとともに、三豊市文化会館（マリンウェーブ）等で実施される企画展を小・中・高校生に紹介し、子どもたちが豊かな文化芸術に触れる機会が持てるよう計画、支援します。
② 学校や活動団体と連携し、多様な文化芸術の鑑賞や体験学習を実施することで、好奇心や感性、創造性を育み、自らが文化芸術活動に取り組むきっかけをつくっていきます。	○三豊市文化協会や各文化芸術団体、三豊市文化会館（マリンウェーブ）の指定管理者等と連携し、子どもや親子を対象とした文化芸術の鑑賞や体験教室等の充実を図ります。 ○学校に演奏家等を派遣して質の高い文化芸術の実演や指導を行うアウトリーチ※活動の充実を図ります。
③ 次世代を担う子どもや若い世代の意欲や才能を伸ばすための文化芸術活動を幅広く支援します。	○文化芸術にかかわる若い世代の人々に、作品展や市内小中学校へのアウトリーチ※活動などの発表の機会を提供するなど、未来の芸術家の育成につながる取り組みを進めます。

※アウトリーチ　芸術に接する機会がない人々に興味と関心を持たせるために、芸術家を地域の学校などに派遣して、体験活動などの機会を提供すること。

【和光中学校　「音楽の日２０２０」】

いかす
つなぐ

基本目標２　いかすこと・つなぐこと

自主的な文化協会活動の促進で、文化祭の活性化を図り、体験や交流する場を増やすことにより、活気に満ちたまちを目指します。

文化芸術活動は、人の心を豊かにしてくれるものです。市民が、身近な場所で文化芸術作品に触れ、仲間とともに活動を行えるよう支援することで、様々な世代間のつながりや、人との、地域社会との結びつきを生み出し、地域の活力の向上や魅力あるまちづくりへとつなげていきます。

【三豊市文化協会文化祭】

【書道同好会】

【三豊市文化協会 芸能発表会】

いかす
つなぐ

取り組みの方向性	主な取り組み
① 気軽に出向くことのできる文化芸術事業を実施するほか、体験活動等文化芸術に親しむきっかけづくりとなるような事業を実施します。	○市民が身近に文化芸術に触れることのできる、校区文化祭や市民文化祭、市民交流センターエントランス展示などに継続して取り組んでいきます。 ○三豊市文化協会が中心となって、地域と学校が連携し、文化祭活動や発表を行うなど、継続的な活動を進めます。
② 三豊市文化協会の活動の活性化を図るとともに、市民等の新規加入を奨励します。	○三豊市文化協会が行っている事業や活動援助を推進し、質の高い文化芸術事業の開催に取り組んでいきます。 ○三豊市文化協会への加入を奨励します。
③ 市民が地域固有の伝統芸能に接する機会を拡充する取り組みを行います。	○三豊市文化協会を中心に、全市的な芸能発表会を定期的に開催するとともに、各地域における発表の場を確保し、芸能文化の普及に努めます。
④ 活動団体の活性化に向けた取り組み、支援を行っていきます。	○活動団体が日常的な活動、練習が行えるよう、各施設の持つ機能や特性を検証し、施設整備に取り組んでいきます。 ○文化芸術事業の企画立案を行うことのできる市民の育成に取り組んでいきます。

【市民交流センターロビー作品展示】

ひろがる
たのしむ

基本目標３　ひろがること・たのしむこと

文化会館等における文化芸術イベントの充実で、身近に文化芸術を感じられ、気軽に鑑賞、活動ができる場の提供や幅広い層に向けての情報発信を行い、活気に満ち、住んでよかった、住みたいと思うまちを目指します。

多くの市民に文化芸術に興味を持ってもらうため、市や活動団体には、市民のニーズに合った展覧会や発表会、ワークショップなどの開催が求められています。イベント開催情報や活動団体の紹介など、ターゲットにあった効果的な情報発信も必要であり、多様な情報発信ツールの活用が必要と考えます。

【三豊市文化会館（マリンウェーブ）】

【ワンコインロビーコンサート】

【『まち音めぐり』】

ひろがる
たのしむ

取り組みの方向性	主な取り組み
① 市民の持つ文化芸術活動力を発揮する事業のほか、鑑賞や参加体験活動等の文化芸術イベントを実施・充実します。	○三豊市文化会館（マリンウェーブ）等での文化芸術事業の充実を図ります。 ○三豊市文化協会や各文化芸術団体、三豊市文化会館（マリンウェーブ）の指定管理者等と連携し、文化芸術の鑑賞や体験教室等の充実を図ります。
② 市民が多様な文化芸術に触れることができ、楽しむことのできる場所の整備を進めます。	○老朽化の進む市内文化施設の整備方針を決め、関連する計画との整合性を図りながら取り組みます。
③ 広報のさらなる充実を図るとともに、効果的な情報発信を進めます。	○従来から行っている広報みとよやHP 等の広報のさらなる充実を図るとともに、掲載内容の見直しや団体の活動状況の紹介など、わかりやすい情報発信に努めます。

【文化芸術情報総合コーナー　イメージ】

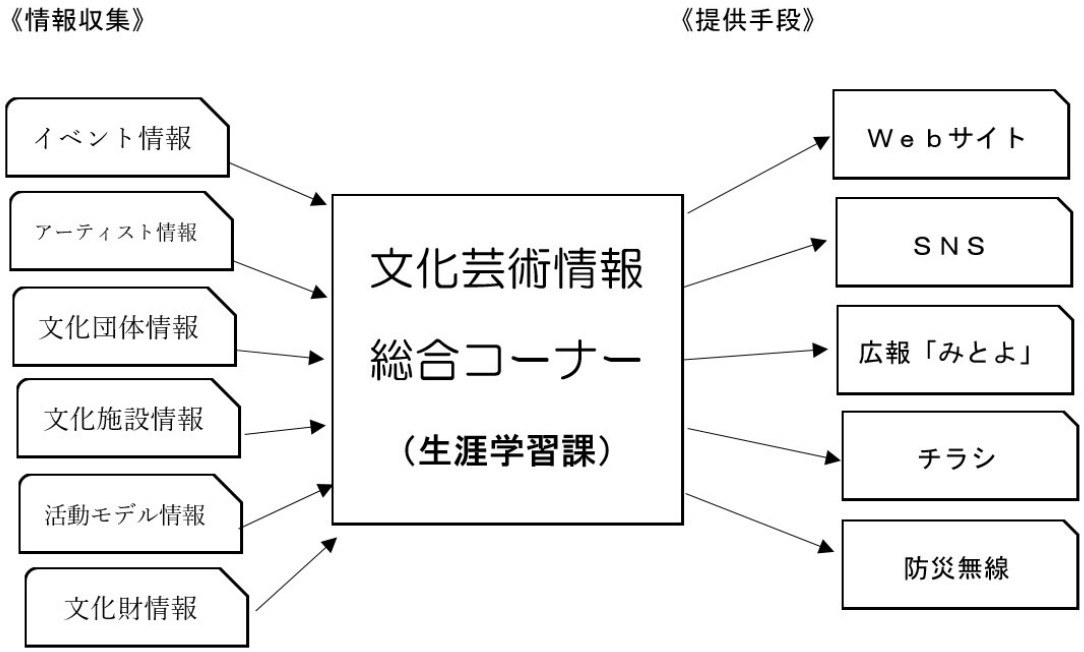

つたえる
したしむ

基本目標４　つたえること・したしむこと

先人たちにより守り継がれてきた文化財の保存及び活用でその魅力を広め、歴史・文化資源の価値を再確認し、伝統的な文化が継承され、ふるさとに誇りを持つとともにふるさとを大切にするまちを目指します。

本市には、国宝の本山寺本堂や重要文化財に指定されている本山寺二王門・覚城院鐘楼・常徳寺円通殿をはじめ、県指定・市指定等の文化財が、市内いたるところに存在します。

文化財を代表とする地域資源を公開・活用する機会の拡充を図ることにより、地域の魅力や活力を向上させていくこととなり、地域への愛着を育むことへとつながっていきます。先人たちにより、守り継がれてきた魅力を広め、歴史・文化資源の価値を再確認し、地域の大切な財産である伝統・風習が次代に継承され、住んでよかった、住みたいと思うまちづくりを進めていく取り組みが求められています。

【四国霊場第７０番札所　本山寺（右側が国宝の本堂）】

【生里（なまり）ももて祭（国指定無形民俗文化財）】

つたえる
したしむ

取り組みの方向性	主な取り組み
① 自然・歴史を学習できる場所を整備し、提供します。	○市が所蔵している郷土資料の有効活用について検討し、一人でも多くの人が見て、触れて、学べる機会を創出します。 ○詫間町民俗資料館・考古館や宗吉かわらの里展示館・詫間町紫雲出山遺跡館で郷土文化資料の常設的な展示を行い、いつでも学習できる環境整備に取り組みます。
② 学校や地域との連携・協働を進め、子どもたちに文化財を保存及び活用した学習や、体験する機会を拡充し、文化財や歴史的景観等に対する関心を高めていきます。	○地域との連携、情報の共有を行い、コミュニティ・スクール※の協力を得て、地域文化の伝承の機会の充実を図ります。
③ 文化財や歴史的文献の整理、公開、情報発信を行い、市民の文化財に対する理解の促進を図ります。	○地域に残る古文書の解読、資料収集、市史編さん作業を推進し、ふるさと学習資料として情報提供できるよう整理します。 ○埋蔵文化財分布状況の確認を行い、情報を整理し、ホームページ等で広く発信します。
④ 文化財の適切な保存及び活用、継承、整備に努めます。	○指定文化財の適切な保存及び活用を行うとともに、案内看板の設置や周辺の環境整備に努めます。 ○文化財保護協会への加入を奨励します。

※コミュニティ・スクール　学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える取り組み。

【詫間町民俗資料館・考古館】

【宗吉かわらの里展示館】

第３章　　推進体制の整備等

この計画を効果的に推進するために、関係機関・団体等との連携を強化するとともに、市全体として本市の文化芸術振興に取り組む推進体制を整備することが必要です。

１ 市と民間団体等との連携・協力

文化芸術の振興にあたっては、文化芸術団体、文化芸術ボランティア、教育機関、事業者等との連携・協力が重要です。

このため、情報収集に努めるとともに、事業実施に当たっての意見の聴取、各種実行委員会への参加の要請など、事業への協力を求め、その効果的な推進を図ります。

２ 市と地域との連携・協力

文化芸術の振興にあたっては、市と地域コミュニティとの相互の連携が不可欠です。

このため、市と地域コミュニティがそれぞれの役割を踏まえつつ、情報交換など相互の連携・協力に努め、文化芸術の振興に関する施策を効果的に推進します。

３ 市の推進体制の整備

文化芸術振興を推進するにあたり、その主役は市民であることから、行政は積極的に支援・協力をし、市民と共に施策を展開することが望まれます。

事業の実施にあたっては、市と民間団体等や、市と地域との連携だけに留まらず、民間団体等と地域の連携も図れるような施策を講じることが重要です。

そこで行政は、民間団体等と地域を結びつけるコーディネーターの役割を担うことにより、相乗効果を得られるよう、推進体制の充実に努めます。

そして、年度ごとに有識者による審議と評価を受けながら、調和の取れた文化行政に努めてまいります。

【紫雲出山山頂からの景色】

４ 計画の進捗管理

本計画における施策の進捗管理のため、「PDCA マネジメントサイクル」に基づき、持続的な施策・事業を実施し、計画の最終年度である令和７年度（2025 年度）では次期計画への検討を行いながら、効果的で継続的な計画の推進を図ります。

【計画の進捗管理：イメージ図】

５　三豊市文化芸術振興計画　基本目標への取り組み

（１）　４つの基本目標の具体的な取り組み

三豊市文化芸術振興計画の体系は、　４つの「基本目標」、１４の「取り組みの方向性」、２１の具体的な「取り組み」で構成されています。

各基本目標については、令和３年度より具体的な取り組みを実施していきます。市民の目線に立った効果的な施策を推進していきます。

基本目標	R３	R４	R５	R６	R７
であうこと・はぐくむこと	写生大会・書道展				
			小中高生紹介事業（マリンウェーブ）		
	学校アウトリーチ活動				
		文化芸術鑑賞会（市文化協会）			
				文化芸術体験教室	
		若い世代の人々の発表機会の確保			
いかすこと・つなぐこと	校区文化祭・市民文化祭				
	エントランス展示				
			市文化協会活性化事業		
	市文化協会への加入奨励				
	市文化協会芸能発表会				
	市内施設整備				
			文化芸術事業企画市民育成		
ひろがること・たのしむこと	市文化会館整備（マリンウェーブ）				
			文化芸術事業の充実（マリンウェーブ		
	文化芸術情報総合コーナー設置				
つたえること・したしむこと		学習のできる場の整備・提供			
	郷土資料の常設展示				
	古文書講座				
			文化財情報発信		
	指定文化財の保存及び活用・環境整備				

（２）　取り組みの評価

定期的に行うイベント実施後アンケートや市民アンケートにより市民の実態の把握に努めるほか、市教育委員会事務局において、施策・事業の進捗状態を把握し、行政内関連部署と連携して必要な改善を図っていきます。

また、進捗状況を市民や社会教育委員会などの関係機関に公表します。毎年開催される三豊市文化芸術振興計画審議会で、各年度の成果や目標達成度を点検し、次年度以降の取り組みに反映させます。

（３）　数値目標

文化芸術を鑑賞したり、また自ら活動に参加したりするなど、文化芸術に触れ合い親しむ施策を４つの基本目標に基づき展開した結果として、その成果を総合的に判断する指標と数値目標を、次のとおり定めます。

なお、５年ごとの改訂期に行うアンケート調査結果によるものとします。

基本目標	指　　標	現状値 （令和２年）	目標値 （令和７年）
であうこと・はぐくむこと	「文化芸術を鑑賞した」人の割合 （市民アンケート R2：問 9）	４３．５％	４５％
いかすこと・つなぐこと	「自分自身が文化芸術活動をした」人の割合 （市民アンケート R2：問 11）	１７．８％	２０％
ひろげること・たのしむこと	「文化芸術が盛んなまちだと思う」人の割合 （市民アンケート R2：問 5）	４２．０％	４５％
つたえること・したしむこと	「市の取組に対し満足だと思う」人の割合 （市民アンケート R2：問 7-2）	５１．６％	５５％

イベント実施後アンケートや市民アンケートには、自由記述欄を設け、より多くの市民の声を集めることで、計画の見直しや改善に役立てます。